# 管区水路通報

### 第 13 号

# (令和6年3月22日~令和6年3月28日 掲載分)

127項 種子島、島間港及び 奄美大島、笠利湾 沖永良部島、伊延港 南西諸島 128項 <u>島間港及び付近</u>防砂堤改良工事実施 129耳 130耳 南西諸島 南西諸島 小型船舶操縦訓練 九州東岸 131項 九州西岸 熊本港 防波堤築造工事等 132項 九州西岸 133項 134項 九州南岸 135項 <u>灯台光達距離一時変更</u> 射撃訓練 屋久島 沖縄島東方 136項 南西諸島

# **★6年127項 九州東岸** – 志布志港付近 いけす設置

いけす(10m×10m)が設置されている。

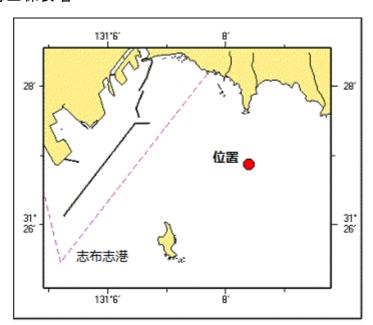
令和6年6月30日まで 31-26-52N 131-08-23E

位 置 備 考 設置位置を白色灯付浮標で表示

図 海 W 1 8 5

137項

志布志海上保安署



# 防砂堤改良工事実施 **★6年128項 南西諸島** -種子島、島間港及び付近

(十管区水路通報5年49号510項削除) 起重機船及び潜水士による防砂堤改良工事等が実施されている。 期間 令和6年8月23日まで、日出~日没 (防砂堤改良工事) 区域 1 4地点により囲まれる区域 (1) 30-28-02N 130-52-02E

 $\begin{array}{c} 30 - 28 - 02N \\ 30 - 28 - 01N \end{array}$ (2) 130-52-04E  $(\overline{3})$ 130-52-04E (4) 30-28-01N 130-52-02E 3地点及び陸岸により囲まれる区域

(消波ブロック仮置き) 区域 2

> 30-27-59N130-51-58E (岸線上) (5)

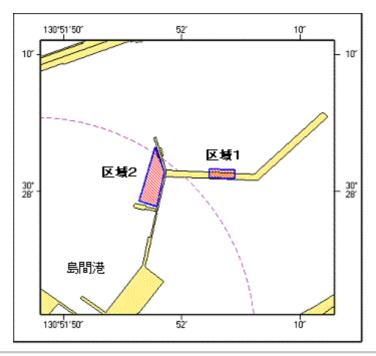
30-27-59N (6) 130-51-56E

30-28-03N 130-51-58E(岸線上) (7)

付近に警戒船を配置 備 考

潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚

海 义 W 2 1 6 (島間港) 出 所 種子島海上保安署



#### 奄美大島、笠利湾 導灯光達距離変更 ★6年129項 南西諸島

(十管区水路通報6年10号106項削除) 下記導灯は光度及び光達距離が変更された。 1 「赤木名港導灯(前灯)」(灯台表第1巻、6937.5)(28-26.7N 129-39.7E) 光 度 (変更前)実効光度830カンデラ (変更後)実効光度5200カンデラ

(変更前)8.5海里 (変更後)12.0海里 光達距離

光

(変更前)8.5海里 (変更後)12.5海里 光達距離

海 义 W 2 4 5 - W 2 2 5

十本部交通部、奄美海上保安部 出 所

#### ★6年130項 南西諸島 沖永良部島、伊延港 導灯光達距離変更

(十管区水路通報6年10号107項削除)

「伊延港導灯(前灯)」(灯台表第1巻、6968.5)(27-24.9N 128-38.6E)及び「伊延港導灯(後灯)」(灯台表第1巻、6968.51)(27-24.8N 128-38.6E)は、光度及び光達距離が変更された。 光度及び光達距離が変更された。 光度の変更的)実効光度830カンデラ

(変更後)実効光度5200カンデラ (変更前)8.5海里

光達距離 (変更後)12.5海里

#### ★6年131項 九州東岸 細島港 小型船舶操縦訓練

小型船舶操縦訓練が実施される。 期間 令和6年3月28日~29日、0730~1720

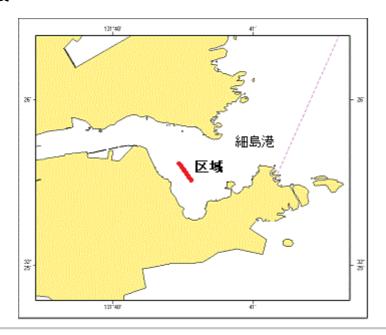
2地点を結ぶ線上、幅50m (1) 32-25-37N 1 区 域

131-40-29E

32 - 25 - 31N131-40-34E (2)

区域内に浮標3基を設置

W 1 2 2 3 細島港長 図 海 所



#### ★6年132項 九州西岸 熊本港 防波堤築造工事等

潜水士及び起重機船等による防波堤築造工事等が実施される。 (防波堤築造工事)

令和6年4月1日~7月31日、日出~日没 期間1

4地点により囲まれる区域 (1) 32-45-26N 1 区域 1

130-33-54E

32 - 45 - 14N(2) 130-33-53E

(3)32 - 45 - 14N130-33-40E

(4)32-45-25N 130-33-38E

(ケーソン積込み作業)

期間2

令和6年4月1日~7月31日、夜間 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域 (5) 32-45-46N 130-35-22E(岸線上) 区域 2

(6)32-45-38N 130-35-22E

(7)32-45-37N 130-35-11E

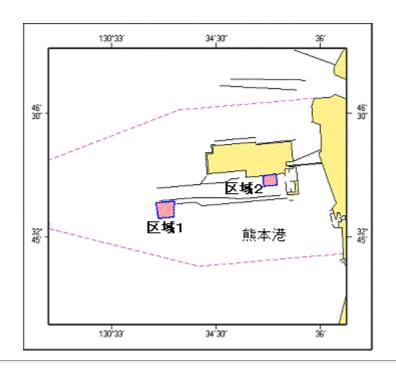
130-35-10E(岸線上) 32-45-44N (8)

付近に警戒船を配置 備 考

潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚

义 W 1 7 1 海

出 所 熊本海上保安部



#### **★6年133項 九州西岸** -灯浮標一時撤去(予告) 島原湾

灯浮標が一時撤去される。

一時撤去予定日 令和6年4月上旬

- 熊本県漁連長洲港南沖灯浮標(灯台表第1巻、6417.5) 32-51.8N 130-26.1E 位 置
- 熊本県漁連菊池川口南西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6418.4) 2 130-27.4E 置 32-50.1N 柼
- 熊本県漁連菊池川口南西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6418.5) 3
- 位 置 32-50.0N 130-27.5E 熊本県漁連熊本港北西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6423.4) 位 置 32-48.0N 130-29.1E 4
- 能本県漁連熊本港北西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6423.5) 位置 32-47.4N 130-28.6E 熊本県漁連緑川口西沖第1号灯浮標(灯台表第1巻、6424.4) 位置 32-43.5N 130-28.8E 熊本県漁連緑川口西沖第2号灯浮標(灯台表第1巻、6424.5) 位置 32-43.0N 130-28.8E 5
- 6
- 7
- 熊本県漁連赤瀬港北西沖灯浮標(灯台表第1巻、6427.5) 位 置 32-39.4N 130-29.7E 8
- 海 义 W172-W169
- 十本部交通部 出 所

#### ★6年134項 九州西岸 甑島列島西北西方 射撃訓練

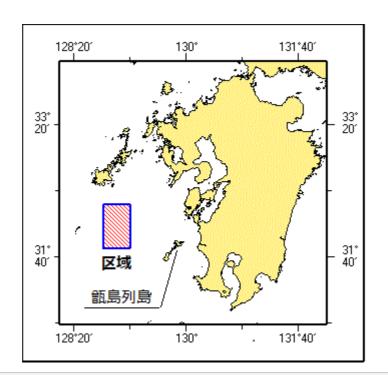
フォックストロット区域において、自衛艦による水上射撃及び対空射撃が実施される。 間 令和6年4月15日~19日 (予備日20日、21日)、0800~1700 4地点により囲まれる区域 区

- (1) 32-20-12N128-45-52E
- 129-09-52E 32-20-12N (2)
- 31-47-12N (3)129-09-52E
- 31-47-12N 128-45-52E (4)

訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される 備 考

义 W 2 1 3 - J P 2 1 3 - W 1 8 7 - J P 1 8 7 - W 1 8 0 - W 4 3 7 海

防衛省海上幕僚監部

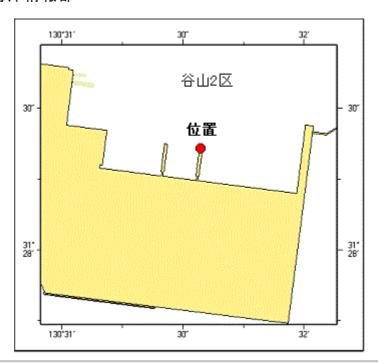


#### 鹿児島港、谷山2区 ★6年135項 九州南岸 灯設置

下記位置に黄色灯が設置された。 位置 31-28-21.5N 130-31-34.3E (桟橋先端)

位海出 図 W 2 1 4 B - J P 2 1 4 B

十本部海洋情報部 所



# ★6年136項 南西諸島 屋久島 灯台光達距離一時変更

(十管区水路通報6年11号115項削除) 「一湊灯台」(灯台表第1巻 6921、M4790) (30-28.1N 130-29.9E) は、 光度及び光達距離が一時変更されている。 復旧予定 令和6年4月下旬 光 度 [変更後]3700カンデラ [変更前]150000カンデラ

[変更後]12海里 光達距離

[変更前]18海里

W 2 1 6 - W 1 2 2 1 - J P 1 2 2 1 - W 1 2 2 2 - J P 1 2 2 2 - W 1 8 2 A - W 1 0 0 2 - W 1 0 7 2 - W 2 1 0 - F W 2 1 0 + 本部交通部、鹿児島海上保安部 海 义

出 所

#### ★6年137項 南西諸島 沖縄島東方 射撃訓練

期区

4地点により囲まれる区域 域

(1) 26-23-14N 128-19-53E

(2) 27-06-14N 129-09-52E (3)27-06-14N 130-59-52E

26-10-15N 130-59-52E (4)

考図

訓練実施中、実施艦に「B」旗が掲揚される W226-JP226-W182B-W1203 防衛省海上幕僚監部 海出

